## ◎通所介護の利用料金表

## 【基本部分:通所介護費(地域密着型)】

~~~~~~	7.1 TI +V	地域密着型通所介護費			
所要時間	利用者の	基本利用料			
(1回あたり)	要介護度	※ (注2) 参照	(=基本利用料の1割)※(注3)参照		
	要介護 1	3,050円	305円		
2時間以上	要介護 2	3,510円	3 5 1 円		
3時間未満	要介護3	3,960円	396円		
※ (注1) 参照	要介護4	4, 440円	4 4 0 円		
	要介護 5	4,870円	487円		
	要介護 1	4, 160円	416円		
の時間のよ	要介護 2	4,780円	478円		
3 時間以上 4 時間未満	要介護3	5,400円	5 4 0 円		
4 时间 个 個	要介護4	6,000円	600円		
	要介護 5	6,630円	663円		
	要介護 1	4,360円	436円		
4 吐 目 17 1.	要介護 2	5,010円	501円		
4 時間以上 5 時間未満	要介護3	5,660円	5 6 6 円		
3 时间不何	要介護 4	6,290円	6 2 9 円		
	要介護 5	6,950円	6 9 5 円		
	要介護 1	6,570円	6 5 7円		
	要介護 2	7,760円	776円		
5時間以上	要介護3	8,960円	896円		
6 時間未満	要介護4	10,130円	1,013円		
	要介護 5	11,340円	1, 134円		
	要介護 1	6,780円	6 7 8 円		
6 味噌い し	要介護 2	8,010円	801円		
6 時間以上 7 時間未満	要介護3	9,250円	9 2 5 円		
7 时间不侧	要介護4	10,490円	1,049円		
	要介護 5	11,720円	1, 172円		
	要介護 1	7,530円	753円		
7時間以上 8時間未満	要介護 2	8,900円	890円		
	要介護3	10,320円	1,032円		
	要介護4	11,720円	1, 172円		
	要介護 5	13,120円	1,312円		
	要介護 1	7,830円	783円		
0 時間いし	要介護 2	9,250円	9 2 5 円		
8時間以上9時間未満	要介護3	10,720円	1,072円		
	要介護4	12,200円	1,220円		
	要介護 5	13,650円	1,365円		

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

I take on the		 加算額	
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金
	所要時間が 9 時間以上 1 0 時間未満の場合	500円	50円
延長加算	所要時間が10時間以上11時間未満の場合	1,000円	100円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	1,500円	150円
	所要時間が12時間以上13時間未満の場合	2,000円	200円
		2,500円	250円
入浴介助加算 I	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	400円	40円
	居宅訪問により把握した浴室環境を踏まえた入浴		
入浴介助加算Ⅱ	計画に基づき、居宅の状況に近い環境で入浴介助	550円	55円
	を行った場合(1日につき)		
中重度者ケア	当該加算の体制・人材要件を満たした場合	450円	45円
体制加算	(1日につき 利用者全員に対して算定)	400 1	4011
生活機能向上	外部のリハビリ専門職と連携して、機能訓練のマ	1,000円	100円
連携加算 I	ネジメントを実施した場合(1月につき)	1, 00011	1001,
生活機能向上	※I:ICT活用のため、外部専門職の訪問はなし	0 000	0.00.0
連携加算Ⅱ	※Ⅱ:個別機能訓練加算算定時は、100単位/月	2,000円	200円
個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者	560円	56円
個別機能訓練加算 I ロ	へ機能訓練を行った場合(1日につき)	760円	76円
	計画等の内容を厚生労働省へデータ提出し、		
個別機能訓練加算Ⅱ	フィードバックを受けた場合(1月につき)	200円	20円
	※加算 I に上乗せして算定		
ADL維持等加算 I	・字期間にかけてADI(日常井江新佐)の	300円	3 0 円
	一定期間におけるADL(日常生活動作)の 維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた		0 0   1
ADL維持等加算Ⅱ	場合(1月につき)	600円	60円
AD L 种付守加异 II		000	001
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者	600円	60円
100人117112/7115开	ヘサービス提供を行った場合(1日につき)	000	0013
若年性認知症	若年性認知症利用者ヘサービス提供した場合	600円	60円
利用者受入加算	(1日につき)		
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービス	2,000円	200円
	を行った場合(1回につき。月2回まで)		
労業マセッス V L fm管	利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養 士と連携して行い、本人及び家族に結果を説	500円	ΕОШ
栄養アセスメント加算	明した場合(1月につき)	5 0 0 Fi	50円
	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を		
口腔・栄養		200	9 О Ш
スクリーニング加算 I	行い、介護支援専門員へ情報を共有した場合	200円	20円
	(1回につき。6か月に1回を限度)		
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※加算 I は口腔機能向上加算等との併算定不可。加算 II		
	は口腔機能向上加算等を算定し、加算Iを算定できない	50円	5円
	場合のみ算定が可能		
	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練		
口腔機能向上加算I	などの口腔機能向上サービスを行った場合	1,500円	150円
	(1回につき。月2回まで)		

口腔機能向上加算Ⅱ	※加算Ⅱは上記の取組に加え、計画等の内容を厚生労働省へデータ提出し、フィードバックを受けた場合(併算定不可)	1,600円	160円
科学的介護推進体制 加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、 認知症の状況、心身の状態に係る情報を厚生 労働省へデータ提出し、フィードバックを受 けた場合(1月につき)	400円	40円
サービス提供体制 強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	220円	2 2 円
サービス提供体制 強化加算 Ⅱ	(1回につき) ※加算I、加算II、加算IIのいずれか1つを算定する。 ※(注4)	180円	18円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域等(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※(注4)	1月の利用料金 (基本部分+延長 加算)の5%	左記額の1割
介護職員等 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注4)	1月の利用料金(基本部分+各種加算 減算)の9.2%	左記額の1割
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注4)	1月の利用料金(基本部分+各種加算 減算)の9.0%	左記額の1割

## 【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
	一	基本利用料	利用者負担金
事業所が送迎を行わ ない場合の減算	当該減算の要件に該当した場合 (片道につき)	470円	47円
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき)	940円	94円
高齢者虐待防止 措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措 置が講じられていない場合	基本報酬の1%	左記額の1割
業務継続計画 未策定減算	感染症・災害の業務継続計画が未策定の場合	基本報酬の1%	左記額の1割

- (注1) 所要時間2時間以上3時間未満のサービスは、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である場合のみ利用することができます。
- (注2) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合 は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利 用料を書面でお知らせします。
- (注3) 「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割ですが、一定以上の所得のある方は 2割又は3割の額となります。 また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を ご負担いただくこととなりますのでご留意ください。
- (注4) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## その他の費用 介護保険対象外の費用については、次のとおりです。

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき720円の食費をいただきます。
歯ブラシ代	利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、1本あたり
	50円いただきます。
おむつ代	必要な場合は、原則として利用者が持参することとし、事業所で用意したも
	のを提供した場合は、実費を徴収します。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が
その他	適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な
	身の回り品など) について、費用の実費をいただきます。